

● 2月10日(水)から始まります

所得税 住民税 申告相談

町では2月10日(水)から3月15日(月)まで、所得税・住民税の申告相談を行います。
この申告相談は、平成21年分(1月から12月まで)の所得を申告していただくもので、平成22年度の町県民税、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の課税の基礎となります。

申告相談日程

「申告相談日程表」のとおりで、受付時間は午前9時から11時30分までと午後1時から4時までとなっております。
町から案内が届いた方・・・申告相談日程表を参照し、「対象地区指定日」においでください。(時間の指定はありません。)

申告が必要な方

平成22年1月1日現在で矢吹町に住所があり、平成21年中に収入があった次のような方。
● 事業(営業・農業)所得や不動産所得がある方。
● 2ヶ所以上から給与を受けている、ま

たは給与のほか収入がある方。
● 年末調整を受けていない(年の途中で退職した等)方。
● 国保加入者・単身世帯者で税法上親族等の扶養にならない方は、収入が無い場合でも申告が必要となります。
※申告が必要と思われる方には事前に案内書を送付しますが、案内書が送付されない方でも所得がある場合はご相談ください。

申告時に持参する書類

- 収入に関するもの
- ① 事業(営業・農業)・・・帳簿、収入のわかる明細書など、事業に要した経費のわかる書類、領収書など。
- ② 給与、公的年金・・・源泉徴収票
- 控除に関するもの
- ① 各種保険料控除・・・領収書、控除証明書(生命保険、地震保険、損害保険、個人年金、国民年金)
- ※ 証明書等の提示が義務付けられております。
- ② 障害者控除・・・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- ③ 医療費控除・・・領収書(給付を受けた場合は金額のわかる書類)
- ④ 住宅取得控除・・・契約書の写し、住民票の写し、借入金(年末残高証明書、登記簿謄本等)

● 申告にあたり、書類が不備な場合は相談受付できませんので、ご注意ください。
また、収支計算書等は、必ず事前に

住民税住宅借入金等特別税額控除申告について

記帳、計算したものをご持参願います。
税源移譲により所得税が減額となり、住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申請することにより翌年度の住民税から控除できます。

便利な申告

● 確定申告書は郵送することができます。
・ 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)より電子申告ができます。
※ 詳しくは税務署までお問い合わせください。
● 問い合わせ先
① 白河税務署 ☎(22)7113
② 税務課町税係 ☎(42)2113

● 申告相談日程表

月	日	曜	対 象 地 区
2	10	水	公的年金等受給者
	12	金	公的年金等受給者
	15	月	公的年金等受給者
	16	火	谷中・天開・沢尻・奉行塚・三城目
	17	水	本城館・陣ヶ岡・中沖・白山・東川原・中丸
	18	木	牡丹平・花の里・寺の前・丸の内・諏訪の前・前田・上宮崎・下宮崎・東堤・貝の久保・神の内・堤
	19	金	神田東・神田西・神田南・明新上・明新中・明新下・明新東・明新原・明新西・中野目東・中野目西
	22	月	寺内・寺内南・平鉢・根宿・寺内東
	23	火	中畑南・大久保・中畑
	24	水	弥栄・東長峰・西長峰・鍋内・寺内西・文京町
3	25	木	松房・五本松・諏訪清水・上敷面・松倉・住吉・上の前・前久保
	26	金	一本木・滝八幡
	1	月	東郷・花咲・大池
	2	火	八幡町
	3	水	大町・北町
	4	木	舘沢・赤沢・井戸尻・川原・大和内・北浦・堰の上
	5	金	南町・子八清水・田内・東の内・本郷町・境町・馬場・田町
	8	月	曙町・善郷内
	9	火	小松
	10	水	中町
	11	木	新町
	12	金	本町
	15	月	予備日

- 受付時間 午前9時～11時30分
午後1時～4時
- 会 場 役場2階 大会議室

国民年金の第一号被保険者の皆様へ

～国民年金基金制度のご案内～

国民年金基金は、自営業、農業などの国民年金の第一号被保険者の方々が加入できる「国民年金法」で定められた公的な年金制度です。

- 国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方が加入できます。
- 毎月の掛金は加入時の年齢で異なり、受け取る年金額は加入回数によって自由に設計できます。
- 平成21年4月から掛金が小口化され加入しやすくなりました。
- 掛金は全額社会保険料控除、受け取る年金は公的年金等控除の対象になり、税制面で優遇されます。

問い合わせ
福島県国民年金基金
フリーダイヤル 0120-65-4192
〒960-8043 福島市中町1番19号中町ビル5F
http://homepage2.nifty.com/nenkinkikin/

確定申告時の障害者控除(要介護認定者分)について

介護保険要介護認定者等の方(確定申告をされる本人または扶養控除の対象者)は、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、所得税・住民税の障害者控除を受けることができます。

認定書の交付を希望される方は、保健福祉課へ申請してください。

なお、「身体障害者手帳」をお持ちの方は、申告時に手帳を提示することで控除対象となりますので、この認定書は必要ありません。

※ 問い合わせ・申請先
保健福祉課介護保険係 電話 44-2300